
対外経済上の「攻勢」がもつ潜在性

AIIBは多角主義と地域主義に何をもたらすか

和田 洋典
Wada Hironori

はじめに

習近平政権下におけるアジアインフラ投資銀行（AIIB）や「一带一路」など、広大なユーラシアを射程に収めた中国の対外経済上の攻勢が世界の耳目を集めている。とりわけAIIBという新たな国際金融機関を設立する動きは、アメリカにとって国際通貨基金（IMF）、世界銀行というブレトン・ウッズ機関への挑戦と映るものであった。またAIIBへの加盟をめぐり、イギリスやオーストラリア、韓国といった緊密な同盟国の離反を招いたことは、アメリカの影響力後退を暗示する出来事であるともみなされている⁽¹⁾。中国は第13次5ヵ年計画建議において「制度的発言権」という概念を掲げ、グローバル経済ガバナンスにおける影響力拡大を目指す方針を明らかにしており、AIIBはその一環として位置づけられる⁽²⁾。

こうした中国の動きの背景として、中国がグローバル金融危機後、他の新興国と共に推進した国際金融制度改革の停滞に対する不服があることは疑いない。とりわけIMFの出資比率拡大について、米議会の手続きの遅滞で協定の発効が遅れてきた問題は、あらためて中国に現行制度に潜む不公平性を認識させたであろう。さらに金融危機で米欧経済に依存する状況の脆弱性が露呈したことから、その克服に向けてアジア地域の需要創出に取り組み始めたという面もある。

その一方、中国が既存秩序との全面的な決別に踏み切るともおおよそ考えにくい。中国はこれまで開放的な世界経済を支える一連のルールから経済的、政治的に受益してきた。その大枠においてIMFなど多角主義的な国際金融制度についても、後述するようにおおむね受容し、尊重する立場をとってきた。また、中国がグローバル金融危機後に参画を果たした20ヵ国・地域首脳会議（G20サミット）、バーゼル銀行監督委員会や金融安定理事会において、きわめて協調的な態度を示している点も見過ごすべきではない⁽³⁾。

はたしてAIIBに代表される対外経済上の攻勢は、既存の国際制度に挑戦し、それにとって代わろうとする試みなのだろうか。あるいは既存制度との協調性、補完性を保ちながら漸進的に発言力の向上を目指すものなのだろうか。また中国経済の減速は、そうした事態の推移にどう影響するのだろうか。

それらの点について見通しを得るため、本稿ではまず中国と多角主義的な国際金融制度の歴史的な関係について検討する。そのうえでAIIBが歴史的な多角主義的制度への受容姿勢からの大きな逸脱であるとは言えそうにない一方、アジア地域主義との関係では地域経済統合

の新たなモデルとしての潜在性を備えることを論ずる。最後に以上の議論を踏まえ、日本はAIIBにどう対処すべきかを考察する。

1 多角主義の受容

国際金融分野に関して言えば、中国は過去、基本的に多角主義的な国際制度、とりわけブレトン・ウッズ機関を重視し尊重する姿勢をみせてきた。1980年に中国がIMFと世界銀行に加盟する際、関係国の間で懸念が高まったが、実際の加盟後の行動は、ルールにきわめて忠実なものであった⁽⁴⁾。そして中国は、両機関から金融支援と技術的支援を受けることで両機関の有用性を強く認識するようになる。またE・ヘライナーとB・モマニによれば、中国はIMFを通じて国際収支の不均衡にかかわる調整負担の公平化を実現することにこだわりをみせてきた⁽⁵⁾。たとえば、中国はアジア金融危機以後、アメリカの放漫なマクロ経済運営に規律を与えるねらいから、サーベイランス（政策監視）のアメリカに対する厳格な適用を求めようになる⁽⁶⁾。そのことは、中国がIMFに対し、組織内で特権的地位を享受するアメリカの行動をも制御するような公平性の発揮を期待していることを示している。

その後の中国の行動で興味深いのは、アジア地域主義が盛り上がる局面でも、IMFへの尊重や重視を保ち続けたことである。周知のように1990年代のアジア金融危機は、アジア諸国に域内での相互扶助や地域経済自立の必要性を痛感させ、地域主義が進展する大きな契機となった。とりわけ通貨金融領域では、危機時に新自由主義的な政策を押しつけてきたIMFに再び頼りたくないとの意識が共有され、そのことは2000年の東南アジア諸国連合（ASEAN）＋3（日中韓）による通貨スワップ協定、チェンマイ・イニシアチブ（CMI）の合意に結びつく。その一方、CMIの支援はその大半についてIMF融資とのリンクが条件とされ、その点は後にグローバル金融危機下でCMIが活用されなかった最大の理由となる。そのIMFとのリンクをCMIの設計に際して最も強く主張した国の一つは、中国であった⁽⁷⁾。このことは、中国が他のアジア諸国と異なり、IMFの価値や有用性を依然、認めていたことを意味している。

2000年代後半のグローバル金融危機は、あらためて中国にアメリカの通貨・金融システムに依存する状況の脆弱性を痛感させ、アメリカ経済モデルの正当性に疑義を抱かせた。そうしたなか、2009年、中国人民銀行総裁の周小川は論文「国際通貨体制改革に関する考察」を發表し、ドルを基軸通貨とするシステムからの脱却を唱え、代わってIMFの特別引出権（SDR）を国際的な準備通貨に仕立ててゆくべきと主張する。

この主張は、中国と国際金融制度の関係に内在する二面性をよく表わしている。一面では、中国はここで通貨金融領域におけるアメリカの覇権に挑戦する姿勢をみせたと言ってよい。その一方、中国は、広く警戒されるように多角主義的制度の破壊を試みているわけではないことにも注意すべきである。むしろ中国の要求は、国際的な準備通貨を特定の国家からIMFの管理下に移すこと、言い換えればアメリカの力が支配してきた領域にも多角主義を浸透、徹底させることにあった。周はまた、超国家的通貨の理想像としてJ・M・ケインズが構想したバンコールに触れている。この点もおそらく中国の描くビジョンがブレトン・ウッズ体制と距離を置こうとするものではなく、むしろその原点に回帰する志向性をもつことを示唆

していよう。このように過去、中国による既存秩序への最大の挑戦的行動と目された周論文においてさえ、IMFとその体現する多角主義への支持は保たれていた。そのことから、中国による既存の多角主義的制度の受容が非常に徹底したものだっただことがわかるだろう。要するに、中国が反発を強めたのは通貨金融領域におけるアメリカの力に対してであり、ブレトン・ウッズ機関を中心とする多角主義に対してではなかったのである。

2 力の制約要因

中国が多角主義を受容してきた要因は何だろうか。まず挙げられるのは、この分野における中国の力が、その経済・貿易規模から想定されるほどには大きくないことである。B・コーヘンは、通貨金融領域における力として、他国・アクターの行動を左右する「影響力としての力 (power as influence)」と他国・アクターに左右されない「自律性としての力 (power as autonomy)」を挙げるが⁸⁾、そのいずれについても中国はアメリカとの関係で脆弱な位置に立たされてきた。

そのことは、最大の力の源である3兆ドル超の外貨準備が置かれた状況を考えれば明らかである。中国がこれまで経常・資本収支の黒字を通じて蓄積した外貨準備の大半は、米国債・公共債などのドル建て資産で運用されてきた。それはアメリカからみれば貯蓄不足や財政赤字を中国に支えられていることを意味する。ゆえに、中国がドル資産の売却や購入停止を材料にアメリカに影響力を行使する可能性も、理屈上は否定できない。事実、2009年に温家宝総理がドル資産の安全性について「正直に言えば、少し懸念がある」と述べ、アメリカを牽制した件はよく知られる。とはいえ、手持ちのドル資産の大規模な売却や急な購入停止は、中国にとっても資産価値の下落という痛みを伴う行動である。さらに、M・ドゥーリーらのブレトン・ウッズII論が明らかにしたように、中国によるドル資産蓄積は、人民元レートの上昇を抑えて輸出主導の成長を進める発展戦略の一環でもあった。こうした事情から、中国にとって外貨準備の大宗をドル資産に塩漬けにしている状況から本格的に脱することは、なお容易ではないのが実態である⁹⁾。

それらの点は、中国におけるナショナリスティックな議論においてもよく認識されている。たとえば社会科学院金融研究所の劉焜輝は、AIIBの設立により中国はG2としてアメリカに肩を並べたとの高揚感を示す一方、そのG2下で米中の相互依存はいつそう進み、人民元の事実上の対ドルレート管理も続くと予測する¹⁰⁾。そのことは中国にとって保有資産の価値がアメリカの経済・金融動向に脆弱であり続けることに加え、資本移動の制限が緩みつつあるなか、金融政策面でも「自律性としての力」が制約を受け続けることを意味する。「影響力としての力」の面でも、アメリカによる為替操作国への認定をちらつかせての人民元レート上昇の要求について、中国が無視しきれないことに表われるように、力の行使は主にアメリカの側からなされてきた。

さらに中国の国内政治要因も、外貨準備を活用した力の行使を困難にしている。中国の国内政治構造は「分散化した権威主義 (fragmented authoritarianism)」と称されるように、各領域で政策決定の権限が著しく分散している点に特徴がある。通貨金融領域においても財政部、

人民銀行という金融当局に加え、発展改革委員会、外交部、商務部、さらには沿岸部の省・直轄市など多くの部門が、独自に発言権と優先目標を有している。そのような分散構造の帰結として、V・シーは、当初、外貨準備を地政学的目標に振り向ける道具として警戒された中国のソブリン・ウェルス・ファンド（政府系ファンド）は、これまでのところ短期的視野で経済的利益をねらう行動に終始せざるをえなくなっていると論ずる⁽¹¹⁾。

このように力の源泉とその行使に限界を抱える中国が、アメリカという、圧倒的な力を有する国家が存在する通貨金融領域で多角主義的国際制度を重視してきたことは、かつての欧州の対米戦略を彷彿させる。第2次世界大戦後設けられたブレトン・ウッズ機関、国際連合、北大西洋条約機構（NATO）など一連の国際制度は、欧州諸国からすれば、アメリカという新たな超大国を世界につなぎとめ、同時にその力をルールで制御しようとする戦略の産物であった⁽¹²⁾。同様に中国が、IMFを通じてアメリカの行動を抑制し、公平性を実現しようとするのも、相対的な「弱者」の側の国際制度の活用法として理に適ったものと言える。

以上、過去における中国による多角主義の受容とその要因について整理を行なった。次に、この過去の行動様式を念頭に、AIIBと既存の国際制度の関係について考察してゆきたい。

3 ブレトン・ウッズ機関との補完性

中国によるAIIB設立は、アメリカ側に第2次世界大戦後自らが主導してきたブレトン・ウッズ機関に挑戦する動きとして警戒を引き起こした。とりわけアメリカの同盟国が制止を振り切ってAIIB加盟に踏み切った顛末は、中国が国際金融分野でも台頭したとの印象を強く与えるものであった。今後、中国は過去の多角主義への受容的姿勢を転換し、自らの力に基づく新秩序の構築に乗り出してゆくのだろうか。

筆者のみるところ、そのような兆しはいまだ見出せない。AIIB設立に至る経緯を振り返れば、中国はグローバル金融危機後、G20などの場で他の新興国と連携してブレトン・ウッズ機関の改革を再三訴えてきた。このことは中国が既存制度に批判的であると同時に、依然それを重視しており、その内側で地位向上を実現したいという意欲をもつことの表われでもある。そして、改革要求のささやかな成果が2010年に決まったIMFの増資と出資比率変更であり、中国は日本に次ぐ世界3位の出資比率を獲得することとなった。だが、その後も発効に必要な米議会の手続きの停滞により、中国の出資比率は6位にとどまってきた。

こうした経緯を踏まえれば、経済力を増大させた中国がAIIBを擁して既存制度に挑戦し始めたと単純にみることはできない。むしろ多角主義的制度の維持・強化のため中国が貢献する意思を表明しているのに対し、アメリカ側が必要な改革を拒んできたという構図が認められる。あるいは国際関係理論に照らせば、少なくとも外観上、中国がどちらかと言えばベラル制度論に沿った動きをみせているのに対し、アメリカがリアリズムに立って中国の力の伸長を抑え込む行動に終始するという、一種の逆転現象が生じているように見える。実際、米連邦準備制度理事会（FRB）元議長のB・バーナンキも、米議会が中国に既存機関で相応の地位を与えることを拒否したことが、中国をしてAIIBを作らせるに至ったとの認識を示している⁽¹³⁾。IMFもまた米議会の承認の遅れを再三批判し、一時その承認抜きでの協定発効を模

索する局面もあった。アメリカのIMFに対する影響力は、最大の出資比率に基づく拒否権にとどまらず、非公式なかたちで日常の運営にまで及ぶ⁽¹⁴⁾。そのIMFによる米議会との対立を惹起しかねない行動からは、IMF側の焦慮がうかがえる。

しかも新機関でやろうとしていることについて、中国がもともと、既存制度の枠内で進めようとしていた節もある。中国はここ数年、世界銀行はインフラ整備と経済成長にもっと注力すべきと主張してきた。また2010年、財政部次官の李勇は、アジア開発銀行（ADB）の会合において、アジアの貯蓄を域内のインフラ投資に振り向ける仕組みとして汎アジアのソブリン・ウェルス・ファンド（Asian Investment Corporation）設立を唱えている⁽¹⁵⁾。その前年のG20財務相会合でも、人民銀行副総裁の胡曉煉が、メンバー国の経常勘定余剰を開発途上国の投資に回すため、G20でソブリン・ウェルス・ファンドを設けることを提起している⁽¹⁶⁾。

そしてAIIB設立の表明に至った後も、中国はインフラ支援に特化するAIIBと、幅広い支援を通じた貧困削減を目的とする既存機関とは補完的關係にある旨を強調してきた⁽¹⁷⁾。中国では1980年代以降の日本の経験について、金融パワーとして台頭し損ねた失敗例としてよく研究されている。そのことを踏まえれば、AIIBの位置づけや名称にも、かつてIMFの代替を連想させるアジア通貨基金（AMF）構想を頓挫させた日本の轍を踏まないとの考慮が働いているものと推測される。

またそもそも、ADBを下回る1000億ドルという資本規模は、ブレトン・ウッズ機関への挑戦というにはやや控えめなものであろう。その点に対しては、中国はAIIBに加えて、シルクロード基金や「一帯一路」に係る多様な金融資源を用いて戦略目標を推進するだろうとの反論がなされるかもしれない。だが先述したように、関係機関の分立は「分散化した権威主義」の問題として、一貫した戦略の推進を困難にする面があることにも注意が必要である。元来、中国では国家開発銀行、中国輸出入銀行という政策銀行が開発金融を担ってきた。そこへさらに今般、財政部主導のAIIBや人民銀行の主導するシルクロード基金が加わることで、分散化はいっそう進むことになる。加えて、それぞれの機関自体が多様な出資母体や利害関係部門を抱えており、とりわけシルクロード基金はそうした「混血児」の典型とされる⁽¹⁸⁾。

こうみえてくると、AIIBの設立がブレトン・ウッズ機関やその構成原理である多角主義の破壊を意図したものであるなどということはあるそうもないように思える。当のブレトン・ウッズ機関自身、アメリカがAIIBに反発を示すなかで、繰り返しその設立を歓迎してみせており、AIIBが自らの補完的役割を果たすことへの期待や自信があるのだろう。中国は2011年のIMF専務理事の選出過程において、当初は欧州による地位の独占に反発し、新興国と共闘路線をとるかまえをみせた。だが結局C・ラガルド支持に回り、自国の朱民の副専務理事ポストを獲得した。こうした経過も、中国が国際的な地位向上を実現、体感する場として、依然IMFを重視していることを裏づける。せいぜいのところ、中国が求めているのは緩やかなかたちでの力の再配分と言うべきものになおとどまっているかにみえる⁽¹⁹⁾。

もっとも、ともかくも新機関の設立に踏み切った以上、中国が既存制度のすべてを肯定しているというわけではもちろんないだろう。実際、ブレトン・ウッズ機関のトップの地位が欧米に独占され続けていることに象徴される不公平性は、中国にとって大きな不満の種であ

り続ける。関連して中国はかねてより、ブレトン・ウッズ機関は開発途上国の利益をもっと反映すべきであると主張してきた⁽²⁰⁾。これらの点について、AIIBという潜在的にはブレトン・ウッズ機関と競合しうる機関が設けられることは、是正の圧力として働くであろう。実際、早くもその兆候とみなせる動きとして、2015年11月、アメリカがかねて慎重姿勢をみせてきた人民元のSDR構成通貨入りが決まった。12月には、5年間棚晒しとなってきたIMF出資比率の変更問題に関して、米議会で関連法案が通過する動きもあった。

このように、中国は既存の多角主義的制度を大枠で受容しながらも、米欧主導の現状について問題点を認識している。そうした背景から、AIIBは中国の考える正しい多角主義のモデルを提示し、実践する場になってゆくものと思われる。たとえば、AIIBの出資比率は加盟国を域内国と域外国に分けたうえで、経済規模に応じて配分されるとされている⁽²¹⁾。このやり方が域内最大の経済規模を誇る中国の主導性確保に直結するものであることはまちがいない。だが同時にそれが、経済実勢の変化にかかわらず米欧支配の続くブレトン・ウッズ機関における配分と比べ、一定の客観性と透明性を有していることも否定できない。人民銀行金融研究所の龐金峰によれば、当初3割程度の中国の出資比率が、将来の加盟増に伴い低下することも許容されるという⁽²²⁾。常駐の理事会を置かないとする点にしても、アメリカや日本では恣意的な運営につながるとして批判的な意見が多い。しかしこの点でさえ、世界銀行の理事会に対して新興国の不満が集中する部分——大きすぎ、意思決定が遅く、欧州が過度に代表されている等々——への対応になっているとの観察もある⁽²³⁾。

こうした点についてAIIBの提示するモデルが、開発途上国などの間で高い支持を得るようになれば、IMFなど既存制度の側にも改革圧力として働くと考えられる。もっともその場合、IMFなどが迫られる改革は、経済実勢の変化に応じて新興国、途上国へ責任と役割を再配分する方向のものとなろう。それはIMFなどにとっても自らの機能と正当性を維持するために必要な措置である⁽²⁴⁾。ゆえに、その場合でもAIIBと既存制度の補完性は根幹において揺らがないと言えるだろう。

4 アジア地域主義における潜在性

前節で論じたように、AIIBは既存の多角主義的制度の代替を目指すものとは言いがたく、地域レベルでも、今のところそのような方向に向かってはいない。そもそも、アジア地域主義はアジア太平洋経済協力会議（APEC）、ASEAN+3、ADBなど、必要に応じて多様な制度が設けられ共存してきた点に特徴をもつ⁽²⁵⁾。A・アチャリアは、欧州諸国をも迎え入れたことなどを挙げて、AIIBはアジアで伝統的な「開かれた地域主義」に沿う動きであるとさえ評価する⁽²⁶⁾。そうだとすれば、なぜアメリカは当初AIIBに強い反応をみせたのだろうか。その点については、アメリカの対アジア戦略の歴史的な文脈を踏まえればわかりやすい。

アメリカは第2次世界大戦後、欧州に対しては、冷戦の主戦場であったことや自らと対等な立場に立つことを許容する意識から、多角主義的秩序のいわば例外として地域制度の構築を認め、後押しさえしてきた。他方、アジアにおいては、何らかの制度枠組みのなかで拘束される事態を嫌い、自らが優位に立てる二国間関係を基調とする方針をとってきた⁽²⁷⁾。1990

年代以降になっても、とりわけマハティールの東アジア経済グループや日本・大蔵省のAMF、民主党政権の東アジア共同体構想など、自らを排除しかねない汎アジア主義の色彩が感じられる動きについては、一貫して強い反発を示してきた。逆にアメリカが支持する地域制度は、APECや環太平洋パートナーシップ (TPP) のような、自らを含むかたちで環太平洋化され、アジア性が希釈化されたものであることが普通である。

AIIBに対するオバマ政権の否定的態度は、そうした過去の行動と軌を一にするものである⁽²⁸⁾。そしてその否定的態度により、アジア域内外の国々はAIIBへの加盟をめぐり、アメリカにつくか中国につくかという選択を迫られることになった。結果、周知のように日本とカナダを除く主要な国々は「中国についた」。その最大の動機は、開発途上国にとっては中国マネーの受け入れであり、先進国にとっては投融資への相乗りによる利益の享受であろう。これらAIIBが加盟国にもたらす直接的な利益は、その時々中国の経済情勢に依存しよう。したがって、今後予想される中国経済の減速や外貨準備の縮小に応じて減少すると考えられる。

その一方、減速が危機的な状況に至らないかぎり、さして影響を受けないと考えられるのが、新たな地域経済統合・発展のモデルとしてAIIBが備える一種のソフトパワーである。その作用を理解するうえで押さえておくべき背景として、アジア地域においてはアジア金融危機への対応をめぐって、IMFへの信頼がほぼ失墜していることがある。危機に見舞われたアジア諸国にとって、当時IMFとアメリカ政府が行なったことは、国内事情を無視した新自由主義的処方への押しつけと米系企業の参入促進でしかなかった。そして介入を受けた後、インドネシアはスハルト退陣とその後の政治経済的な混乱に苦しみ、韓国ではIMF不況という用語が流布するまでに至る。危機後、域内の諸国が外貨準備の蓄積と地域通貨協力を進めたのも、IMFへの依存を回避するための自助、共助という面が強い。

そうした経緯から、AIIBの運営に関して明らかになっている内容の多くは、アジア諸国や途上国一般にとって魅力的なものになっており、その点、アメリカや日本との間で認識のずれが生じている可能性が高い。例を挙げれば、AIIBの協定では組織内での影響力に直結する出資比率について、域内国が将来にわたり75%を保つとしている。これはアメリカや日本からすれば域外先進国の発言権を抑え、中国支配を持続させるための措置と映る。だが、米欧の主導するIMFの政策を押しつけられたとの認識を共有するアジア諸国からは、むしろ地域の主体性を確保する適切な措置とみなされるであろう。中国でもそうしたアジア諸国の認識はよく理解されている。たとえば吉林大学の王達らは、AIIBが促進するグローバル・ガバナンス改革には、新自由主義の押しつけを伴った“南北協力”から被支援国の実情に配慮する“南南協力”への移行が含まれると解説する⁽²⁹⁾。

また発展改革委員会の盛思鑫らによれば、AIIBの進めるインフラ投資は一面では中国の発展モデルをアジアに伝播させる企てである⁽³⁰⁾。改革開放後、短期間で経済大国に上りつめた中国の実績を目の当たりにし、かつ欧米流の人権規範に拘泥しない域内諸国にとって、中国モデルの説得性は非常に高い。中国の発展モデルは多様な要素からなるが、インフラ整備や重要産業育成については、国有企業が主導する国家資本主義の特徴を有している⁽³¹⁾。これは新自由主義にアレルギーの強い域内諸国に受け入れやすく、日本、韓国、シンガポールなど

で歴史的に採られた一種の開発主義とも親和性がある。中国自身が既存制度との棲み分けの例として示す、貧困削減よりもインフラ整備を優先するアプローチも、経済成長への即効性を期待できるものと言える。

AIBが果たすことになろう域内貯蓄を域内投資に回す金融仲介機能も、アジア金融危機で露呈した地域の課題への対応になっている。危機時、域内諸国は長期的な投資を米欧金融機関からの短期融資に依存しており、そのことは資金の流出時に償還期間と通貨の「二重のミスマッチ」を生んだ。しかも米欧金融機関を介して流出入した資金の大半は、もともとアジア域内で調達されたものだったとされる。つまり、金融仲介機能の弱さが危機の重要な一因であった。

AIBは地域統合の枠組みとして、先行するTPPと比べてはるかに有効であるとの議論もある。A・エレクトによれば、TPPの主なターゲットである関税は、自由化が相当進んでいる域内貿易においてすでに大きな障壁とは言えない。それに対し現在、地域経済は直接投資とサプライチェーン構築を通じた統合の途上にあり、その促進に最も有益なのが、AIBの掲げる連結性の向上、すなわち交通・通信インフラ整備であるという⁽³²⁾。つまり地域経済統合のビジョンとして、AIBはより直接的、実際的な効果を期待できるものになっている面がある。

このようにAIBは、半ばアメリカの態度を通じて創出された米中間の地域経済統合をめぐる主導権争いの構図において、中国側に域内の支持を集めうる要素を多々有する。中国がそのソフトパワーをどう用いてゆくかは、将来的に地域経済統合の主導権の帰趨を左右しうる重要な問題であろう。

結びに代えて——AIBと日本

以上の議論の含意として、最後に日本がAIBにいかに対処すべきかという問題について考えておきたい。日本は創設メンバーとなるための申請期限とされた2015年3月までに参加をしなかった。その後の行動は、ADBの事業拡大に加えて、域内のインフラ整備にAIBの資本金を上回る1100億ドルを投じる表明や国際協力銀行のインフラ部門改編など、もてる政策手段を総動員してAIBに対抗しようとするものであるかにみえる。

しかし、そのような対応は問題をはらむものである。先述のとおり、中国は既存制度の改革やその枠内における開発途上国の支援拡大に向けて相応の努力を払ってきた。そうした経緯を踏まえれば、AIBの設立は、一定の協調的動機を有する中国の台頭に対し、既存制度の側が本来、リベラルな国際秩序の持ち味だったはずの包容性を発揮できていないことで引き起こされた事態という面が強い。そして設立に動いた後も、中国はAIBと「一帯一路」の成功の鍵として、米日との反目の回避を非常に重視している⁽³³⁾。そうしたなか、日本がAIBに対抗する姿勢をあからさまにしていけば、中国における協調的な動機を挫き、AIBを重商主義、あるいはむき出しの国益追求の方向へと向かわせかねない。そもそも中国は、日本やアメリカの推進するTPPを通商面での中国包囲網だとみなしている。そこでさらに開発金融でも妨害を受けたと受けとめれば、結局、日本はアメリカに追随して自らの台頭を抑え込む側に立つとの認識を深めよう。むしろ、AIBの推進する域内の連結性向上という目標には、日

本の経済的利益に資する部分もある以上、少なくともその部分について協力する姿勢をみせてもよいのではなかろうか。

具体的にどう協力するかという段になると、避けられないのは日本が将来的にAIBに加盟すべきかという問題だろう。だがこれは誠に悩ましい問題である。仮に日本が参加し、中国の半分程度の出資比率となった場合、あくまで象徴的なレベルではあるものの、地域のインフラ建設の担い手として認知されつつある組織で中国の下風に立つこととなる。これが第2次世界大戦後、地域経済統合を主導してきたと自認する日本にとって抵抗の強い事態であることはまちがいない。また、日本が加盟しない理由として挙げる運営の不透明性への懸念はおそらく正しい。AIBの事業の多くが中国の国有企業を利するものになるのもたしかだろう。あるいは逆に、AIBが国内で不良債権の山を築いてきた国有銀行の二の舞を演ずる可能性も否定できない。

その一方、中国が直面する力の制約要因や既存制度における「ガラスの天井」は、じつは日本にも共有される部分の大きい問題である。日本は中国に先立って経常黒字、外貨準備大国として1980年代に台頭した。当時はリアリストの国際政治経済学者、R・ギルピンに、金融覇権交代の懸念を抱かせるほどの勢いもあったが、実際の日本の行動は、ドル本位の通貨システムやアメリカ経済・財政を支えるものに終始し、「影響力としての力」、「自律性としての力」の双方の伸長は限定的なものにとどまった⁽³⁴⁾。日本は1968年に経済規模で世界2位になった後、やっと1992年にIMFの出資比率2位を実現し、以来その位置を保っている。だがその半面、IMFが圧倒的に米欧中心の機関であることに変わりはなく、IMF内で日本がその経済力や貢献に見合った地位を本当に得ているのかは今日なお微妙なところであろう。先にAIBの体現する国家資本主義的なモデルが、アジア地域で受容される見込みは高いと述べたが、日本がかつてAMFを提案する際に抱いていた問題意識も、IMF流の新自由主義が地域の実情にそぐわない点にあった⁽³⁵⁾。

中国側にも日本との立場の共有は認識されているようである。Y・ジアンによれば、2012年に欧州債務危機への対処としてIMFの融資枠増強へ協力が求められた際、中国は日本と連合を組み、欧州の投票権を減らしてそれを日中に回すべく画策したという⁽³⁶⁾。AIBについても、初代総裁となる金立群より日本に対し筆頭副総裁のポスト提供による加盟の勧奨があったとの報道がある⁽³⁷⁾。この動きからも、中国が日本と利益の共有について認識していることや、地域経済統合で先駆的役割を果たしてきた日本の経験、ノウハウを必要としていることが推察される。

こう考えると、日本としては中国に必要とされているうちに、AIB参加というリスクをとる価値は十分にある。むろん、この問題をめぐり米中競合の構図が存在する以上、日本として対米協調から逸れた方向での選択が容易なことでは考えにくい。少なくとも、イギリスのようにアメリカの不意を打って参加を表明するなどという行動はとりえないであろう。したがって、情報収集やAIBを協調的な方向へと誘導するにあたって、日本の参加がアメリカの利益にもなることについて理解を得てゆくことが肝要である。いずれにせよ、種々の利害を比較衡量したうえでの主体的な判断が求められており、できうれば避けたいシナリオは、

アメリカが何らかの方針変更を経て加盟を決めた後、慌てて追随するというものであろう。

- (1) たとえばG・W・ブッシュ政権でアドバイザーを務めたP・マルムグレンやB・オバマ政権で国家経済会議議長を務めたL・サマーズの見解を参照のこと。Brian Caplen, “IMF World Bank: Interview - Christine Lagarde IMF Managing Director,” *The Banker*, Sep. 2015; “AIIB: We Have Lost Influence” <<http://larrysummers.com/2015/04/17/aiib-we-have-lost-influence/#more-4107>>.
- (2) 「拓展双向開放提昇制度性話語権」『経済参考報』2015年11月10日 <<http://news.sina.com.cn/o/2015-11-10/doc-ifxknivr4393350.shtml>>。
- (3) 和田洋典「国際経済制度における中国の協調性——銀行規制と財政金融政策の事例分析」『問題と研究』44巻2号（2015年）、119–152ページ。
- (4) E・ヴォーゲル（益尾知佐子・杉本孝訳）『現代中国の父 鄧小平』、日本経済新聞出版社、2013年、24章。
- (5) そのようなIMFへの態度は、ブレトン・ウッズ会議に深く関与した国民党政権時に起源を有する。Eric Helleiner and Bessma Momani, “The Hidden History of China and the IMF,” in Eric Helleiner and Jonathan Kirshner eds., *The Great Wall of Money: Power and Politics in China’s International Monetary Relations*, Cornell University Press, 2014, p. 2.
- (6) Gregory Chin, “China’s Rising Monetary Power,” in Helleiner and Kirshner, op. cit., ch. 7.
- (7) Eric Helleiner and Jonathan Kirshner, “The Politics of China’s International Monetary Relations,” in Helleiner and Kirshner, op. cit., ch. 12.
- (8) Benjamin Cohen, “The International Monetary System: Diffusion and Ambiguity,” *International Affairs*, Vol. 84, No. 3, 2008, pp. 453–470.
- (9) 和田洋典「新興国の挑戦と国際マクロ経済ガバナンスの行方」『新興国の台頭とグローバル・ガバナンスの将来』、日本国際問題研究所、2012年、7章。
- (10) 「劉焯輝：人民幣対美元匯率將保持相對穩定」『中国証券報』2015年3月24日 <<http://finance.sina.com.cn/money/forex/20150324/011921787578.shtml>>。
- (11) Victor Shih, “Tools of Survival: Sovereign Wealth Funds in Singapore and China,” *Geopolitics*, Vol. 14, No. 2, 2009, pp. 328–344.
- (12) G・J・アイケンベリー（鈴木康雄訳）『アフター・ヴィクトリー——戦後構築の論理と行動』、NTT出版、2004年。
- (13) David Pilling and Josh Noble, “US Congress pushed China into launching AIIB, says Bernanke,” *Financial Times*, 2 June 2015.
- (14) Randall Stone, *Controlling Institutions: International Organizations and the Global Economy*, Cambridge University Press, 2011.
- (15) A・バは、この構想がAIIBの基になったとみなす。Alice Ba, “Is China leading? China, Southeast Asia and East Asian integration,” *Political Science*, Vol. 66, No. 2, 2014, pp. 162; James Reilly, “A Norm-Taker or a Norm-Maker? Chinese Aid in Southeast Asia,” *Journal of Contemporary China*, Vol. 21, No. 73, 2012, pp. 71–91; Anthony Rowley, “Something is Afoot on Asia Wealth-Fund Front,” *The Business Times*, 7 May 2010.
- (16) 「胡曉煉提議G20建立超主權財富基金」『經濟觀察網』2009年9月23日 <<http://finance.sina.com.cn/china/hgj/20090923/17296785280.shtml>>。
- (17) 「王毅：中国發起成立亞投行并不是要“另起爐灶”」『環球時報』2015年9月16日 <<http://news.sina.com.cn/o/2015-09-16/doc-ifxhupkn5061947.shtml>>。関志雄『中国「新常态」の経済』、日本経済新聞出版社、2015年、266ページ。
- (18) シルクロード基金は外貨管理局だけでなく、中国投資公司、国家開発銀行、中国輸出入銀行などからの出資を受けるほか、理事会にも政府各部門から人が派遣されている。「外儲投資図譜」『財經

- 国家周刊』2015年8月24日〈<http://finance.sina.com.cn/leadership/mroll/20150824/114723046974.shtml>〉。
- (19) 片田さおり「BRICSの金融戦術とアジア太平洋」『東京大学アメリカ太平洋研究』第15号（2015年）、106ページ。
- (20) Wang Qishan, “G20 Must Look beyond the Needs of the Top 20,” *The Times*, 27 March 2009.
- (21) AIIB, “Articles of Agreement,” and “Report on the Articles of Agreement of the Asian Infrastructure Investment Bank” 〈http://www.aiib.org/html/aboutus/Basic_Documents〉 (accessed on 14 January 2016).
- (22) 「央行專家：亜投行正完善投票權分配等國際金融秩序」『中国經濟周刊』2015年7月14日〈<http://finance.sina.com.cn/roll/20150714/032422676264.shtml>〉。
- (23) 元メキシコ大統領のE・セディージョを議長とする委員会で、周小川、緒方貞子も加わり、2009年10月、世界銀行のガバナンスに関する外部評価がまとめられている。David Dollar, “China’s Rise as a Regional and Global Power: The AIIB and the ‘One Belt, One Road,’” *Horizons*, No. 4, 2015, pp. 162–172.
- (24) Ngaire Woods, “Global Governance after the Financial Crisis: A New Multilateralism or the Last Gasp of the Great Powers?” *Global Policy*, Vol. 1, No. 1, 2010, pp. 51–63.
- (25) 大庭三枝『重層的地域としてのアジア——対立と共存の構図』、有斐閣、2014年。
- (26) Amitav Acharya, “‘Alternative’ Regional Institutions in Asia? A Cautionary Note,” *Georgetown Journal of Asian Affairs*, No. 3, 2015, p. 4.
- (27) P・カツェンスタイン（光辻克馬、山影進訳）『世界政治と地域主義——世界の上のアメリカ、ヨーロッパの中のドイツ、アジアの横の日本』、書籍工房早山、2012年、2章。“Asian Regionalism as a Product of Power Dynamics: An Interview with Michael Green,” *Georgetown Journal of Asian Affairs*, No. 3, 2015, pp. 58–65.
- (28) Acharya, op. cit., p. 5.
- (29) 王達・項衛星「亜投行的全球金融治理意義、挑戦与中国的应对」『国際観察』2015年第5期、78ページ。
- (30) 盛思鑫・郝胡平「亞洲基礎設施投資銀行与“一带一路”：國際經濟合作的視角」『海外投資与出口信貸』2015年第4期、9ページ。
- (31) 加藤弘之『「曖昧な制度」としての中国型資本主義』、NTT出版、2013年。
- (32) Andrew Elek, “AIIB Miles ahead of TPP in Promoting Integration,” *East Asia Forum*, 14 April 2015 〈<http://www.eastasiaforum.org/2015/04/14/aiib-miles-ahead-of-tpp-in-promoting-integration>〉。
- (33) 盛・郝、前掲論文（注30）、10–11ページ。
- (34) Gregory Chin and Eric Helleiner, “China as a Creditor: A Rising Financial Power?” *Journal of International Affairs*, Vol. 62, No. 1, 2008, pp. 87–102.
- (35) 飯田敬輔『経済覇権のゆくえ——米中伯仲時代と日本の針路』、中公新書、2013年。
- (36) このときは日本が単独で支援を表明したため目的は達成されず、中国の国営メディアは日本の「抜け駆け」を中国を抑え込もうとするものと受けとめたという。Yang Jiang, “The Limits of China’s Monetary Diplomacy,” in Helleiner and Kirshner, op. cit., p. 173.
- (37) 「アジア投資銀の衝撃（1）幻の日本人副総裁」『日本経済新聞』2015年4月14日。